

原子力施設等におけるトピックス
(令和6年1月23日～1月28日)

令和6年1月31日
原子力規制庁

○令和6年1月23日～1月28日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月24日	関西電力株式会社	高浜発電所	高浜発電所1号機における計画的な電気出力の抑制について	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年1月23日～1月28日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

(別紙)高浜発電所1号機における計画的な電気出力の抑制について(当庁HP及び事業者公表資料)

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [放射線防護・原子力防災](#) [原子力防災](#) [事故・トラブル情報](#) [原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告](#)[関西電力\(株\)から高浜発電所1号機で発生した計画的な電気出力の抑制について報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2024年1月24日

関西電力(株)から高浜発電所1号機で発生した計画的な電気出力の抑制について報告を受理

原子力規制委員会は、令和6年1月24日、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、高浜発電所1号機における計画的な電気出力の抑制について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

発生報告

1. 報告内容

令和6年1月22日、定格熱出力一定運転中の高浜発電所1号機において、2次系配管からの蒸気漏れ及び給水ブースタポンプ（注1）のグラウンド部（注2）からの2次系冷却水の漏れが生じたことから、原子炉の出力を低下し、令和6年1月24日、当該配管の浸透探傷試験（注3）を行った結果、傷の存在を示す指示が認められたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象として判断した旨の報告がありました。

関西電力から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

注1：主給水ポンプの吸込みを補助するために設置している装置。

注2：ポンプの軸シール部であり、内部流体が、回転軸の貫通部から外部に漏えいしないよう封じている。

注3：試験体表面に開口している傷を目で見やすくするため、可視染料の入った高浸透性の液を浸透させた後、余分な浸透液を除去し、現像剤により浸透指示模様として観察する方法。

2. 原子力規制委員会の対応

本件について、現地の原子力運転検査官が現場で環境への影響がないことを確認しています。

今後、関西電力が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

3. 別紙

令和6年01月24日

[《別紙》関西電力からの報告の概要【PDF：66KB】](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
長官官房 総務課 事故対処室 室長：山口 道夫
担当：木原

電話（直通） 03-5114-2121

関西電力からの報告の概要
(24日17時30分までに受けたもの)

○21日23時25分に運転中であったB給水ブースタポンプ(※)入口配管付近の一部からわずかな蒸気漏れを確認。

○22日0時46分に待機中であったC給水ポンプ・給水ブースタポンプを起動し、B給水ポンプ・給水ブースタポンプを同日1時29分に停止した後、同日3時00分に漏えい箇所を系統から隔離。

○22日5時00分にA給水ブースタポンプのグランド部からの2次冷却水の漏えい量が通常よりも多いことを確認。

○A給水ブースタポンプを停止した上でグランド部の点検を実施するため、22日9時05分に電気出力の負荷降下を開始し、同日12時22分に40パーセントまで電気出力を下げ、その出力を継続しているところ。

○B給水ブースタポンプ入口配管付近での蒸気漏れ箇所について目視点検、浸透探傷試験を行ったところ、ベント管と管台の溶接部に沿った長さ約35mmの周方向の浸透指示模様を確認。

○以上から、本日(24日)13時00分、実用炉規則第134条第2号に定める、発電用原子炉施設の故障により、5パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が必要となったときに該当すると判断。

○今後、当該部を切り出し工場へ搬出を行い、詳細調査を実施する。

※：2次系の主給水ポンプの吸込みを補助するために設置している装置。AからCの3台が設置されている。

高浜発電所 1号機の出力降下について

2024年1月22日

関西電力株式会社

高浜発電所1号機は定格熱出力一定運転中（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）のところ、1月21日23時25分頃に巡回点検を行っていた運転員が、タービン建屋1FにあるB給水ブースタポンプ※¹入口配管（2次系）の一部から僅かな蒸気漏れを確認しました。

漏えい発見時は、3台ある給水ブースタポンプの内2台が運転中（A・B）でしたが、1月22日0時46分に待機中のC給水ブースタポンプを起動し、1時29分にB給水ブースタポンプを停止しました。

3時00分に漏えい箇所を系統から隔離し、周辺温度が十分に低下したことを確認したうえで、当該部配管の点検調査を開始することとしていました。その後、運転員が運転中の給水ブースタポンプ2台の状態を点検していたところ、5時00分頃にA給水ブースタポンプのグランド部※²から堰内への2次系冷却水の漏えい量が通常よりも多いことを確認しました。点検の結果、現時点でプラントの運転状態には問題ないものの、今後の運転に万全を期すため、当該ポンプを停止した上でグランド部の点検等を行うこととしました。

このため、電気出力を40%まで負荷降下を行うこととし、9時頃から負荷降下を開始します。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1：主給水ポンプの吸込みを補助するために設置している装置。

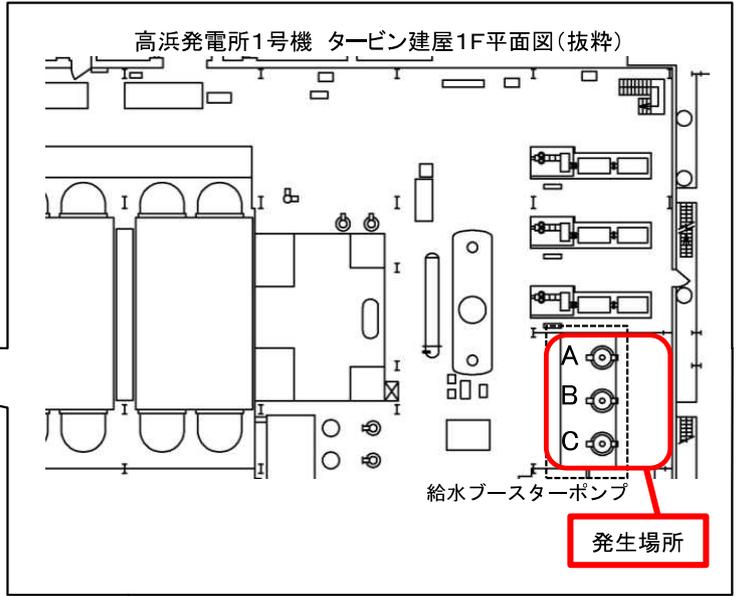
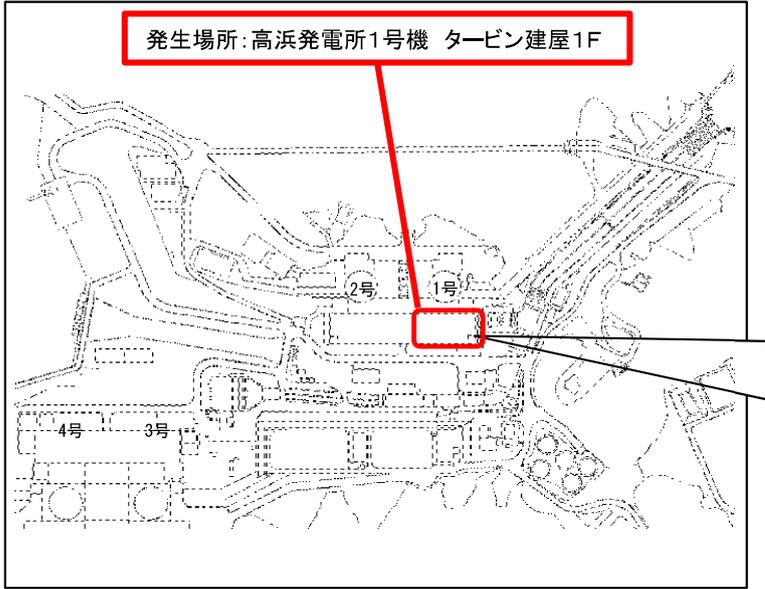
※2：ポンプの軸シール部であり、内部流体が、回転軸の貫通部から外部に漏えいしないよう封じている。

以 上

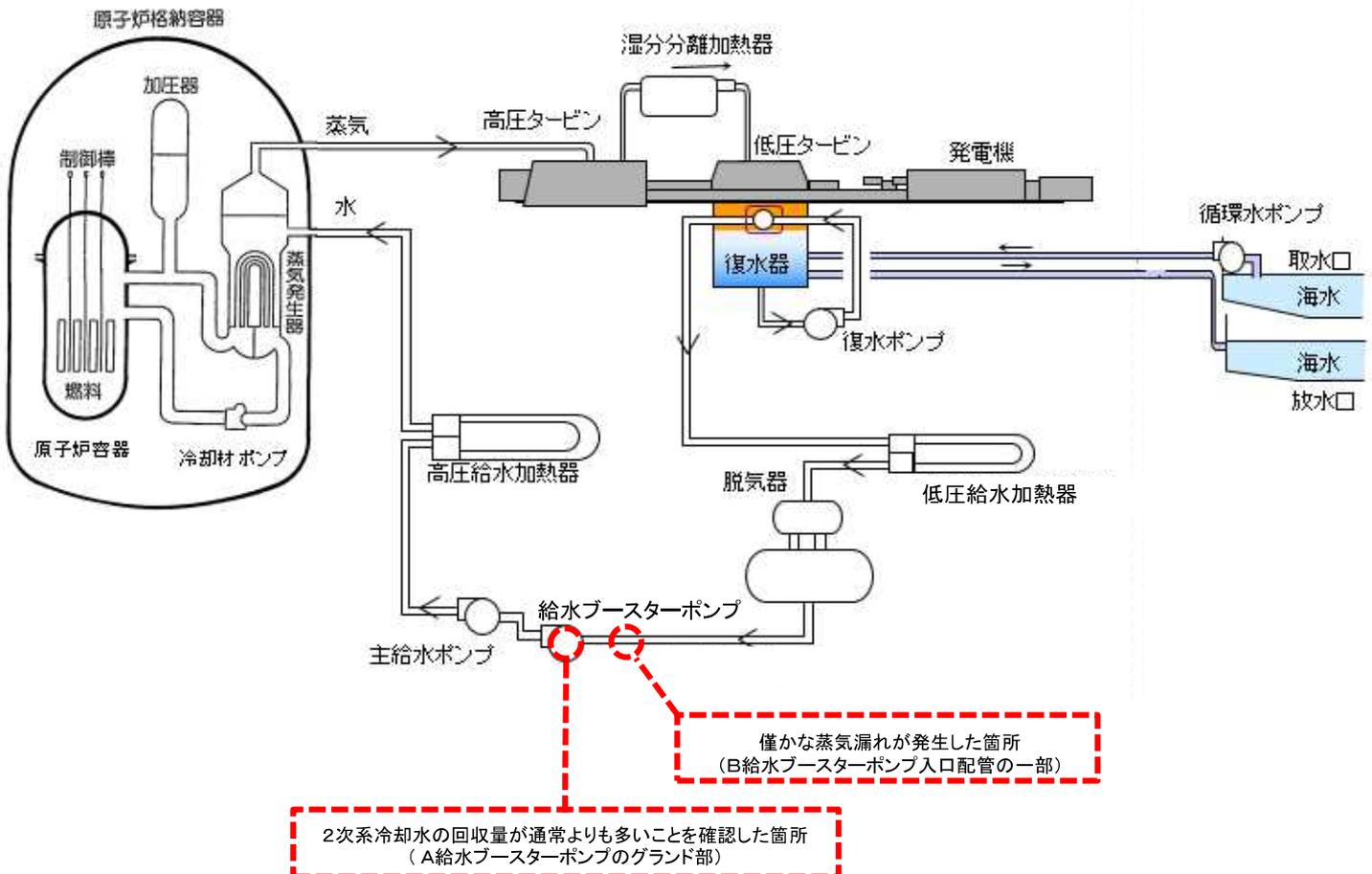
高浜発電所1号機の実出力低下について

事象概要

<発生場所>



<系統図>



【2.2】 対応方針の検討※

	対応方針 A	対応方針 B	対応方針 C
対象 事象	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の重要度評価で白以上となる可能性のある法令報告事象¹ 新規性のある法令報告事象 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の重要度評価で緑程度と考えられる法令報告事象² 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の重要度評価で軽微と考えられる法令報告事象 繰り返し発生し、原子力規制委員会において既に評価済みの法令報告事象
検査 での 対応	<ul style="list-style-type: none"> 日常検査 必要に応じて特別検査 	<ul style="list-style-type: none"> 日常検査 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて日常検査
調査 方法	<ul style="list-style-type: none"> 公開会合 面談 	<ul style="list-style-type: none"> 面談 必要に応じて公開会合 	<ul style="list-style-type: none"> 面談
委員 会へ の報 告	<ul style="list-style-type: none"> 個別に原子力規制庁の評価を報告し、原子力規制委員会の了承を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期の原子力規制検査の実施状況報告時に、原子力規制庁の評価が定まった法令報告事象について、当該評価を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度明けに、年間に発生した法令報告事象について、原子力規制庁の評価をまとめて報告する。

※ 原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル（令和3年9月 検査監督総括課 緊急事案対策室）<https://www.nra.go.jp/data/000365964.pdf> から抜粋

（当庁 HP）

原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルから抜粋